

## 監 査 公 表

令和4年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が高知市教育長からあったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月11日

高知市監査委員 細 川 哲 也  
 高知市監査委員 金 子 努  
 高知市監査委員 長 尾 和 明  
 高知市監査委員 浜 口 佳寿子

令和4年度包括外部監査の指摘事項等に対する措置等の状況は、下記のとおりである。

## 記

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>教育委員会人権・こども支援課            第2. 外部監査の結果            2. いじめ  <u>市いじめ防止基本方針においては、教育委員会が、学校いじめ防止基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表することとなっている。しかしながら実際には、学校いじめ防止基本方針の策定状況の公表は行われていない。教育委員会は、本市ホームページなどにおいて、学校いじめ防止基本方針を一覧できる形で公表するなどの対応を検討するべきである</u></p>	<p>教育委員会人権・こども支援課            第2. 外部監査の結果            2. いじめ            高知市立学校における学校いじめ防止基本方針(以下基本方針)は、令和5年度中に意見1に関する箇所について基本方針の修正を各学校に求め、修正完了後の令和6年3月以後、順次各学校のホームページに基本方針が掲載されています。            市いじめ防止基本方針では「各学校のホームページへの掲載その他の方法により保護者や地域住民がその内容を容易に確認できる措置を講ずること」となっておりますので、現在、人権・こども支援課のホームページで各学校のホームページに基本方針が掲載されていることを公表しております。</p>
<p>教育委員会人権・こども支援課            第2. 外部監査の結果            2. いじめ  <u>教育委員会においては、学校いじめ防止基本方針が、市いじめ防止基本方針の定める上記6項目を盛り込んだものとなっているか、いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているかを改めて確認し、問題があれば、市いじめ防止基本方針に沿う内容に「学校いじめ防</u></p>	<p>教育委員会人権・こども支援課            第2. 外部監査の結果            2. いじめ            高知市立学校の全ての基本方針に「市いじめ防止基本方針にある6項目が盛り込まれているかどうか」、「いじめ防止に関する具体的な取組が年間計画に正確に位置付けられているか」について確認を行い、令和5年度中に修正が必要な高知市立学校に対して基本方針の修正を求めました。修</p>

<p><u>「基本方針」の改定をするよう指導することが望ましい</u></p>	<p>正完了後の令和6年3月以後、順次各学校のホームページに基本方針が掲載されております。</p>
<p>教育委員会人権・こども支援課 第2. 外部監査の結果 2. いじめ <u>個別の重大事態の調査に係る記録については、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することが望ましいとされている。本市は、重大事態の調査に係る記録やいじめ事案の調査に関する記録について、どのような資料を、何年間、どこでどのように保存し、廃棄するのかについて明確な定めは存在しない。重大事態の検証は、同種事案の予防に不可欠であり、重大事態に関する調査記録の保存は重要である。教育委員会は、いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法につき別途規定を設けることが望ましい</u></p>	<p>教育委員会人権・こども支援課 第2. 外部監査の結果 2. いじめ いじめ事案の調査記録に関し、保存すべき記録の範囲、保存年限、廃棄方法について、本市教育委員会が調査したいじめ事案の記録は、高知市教育委員会文書管理規程及び高知市公文規程に則した対応といたしました。学校が調査したいじめの事案の記録については、高知市立学校公文書管理要綱にいじめ事案の文書管理に関する項目を新たに盛り込み、令和6年4月1日付けで改正を行いました。</p>
<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 <u>就学援助費の返還については、担当責任者や返還手続きを定めた規定がなく、原則として、学校現場の教職員が、保護者に対して返還を求めている。毎年、就学援助費の返還発生件数は、200名を超え、令和2年度に至っては、300名を超えているところ、このような教職員の負担は小さくない。返還事務に関して、手引きなどを作成し、教育委員会が一元的に管理する制度設計を検討することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 令和6年度から就学援助費の返還に関し学校の負担軽減を目的とした改善を実施いたしました。保護者への返還請求が必要な案件のうち、制度間の調整が不要なものについては、発生時点から青少年・事務管理課が直接窓口となり、学校事務の負担を軽減しております。また、就学援助における返還案件の管理を強化し、経過把握を徹底することで、年度を超えた繰越を抑制しております。</p>
<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 世帯所得が、認定上限収入を超過する場合には、就学援助申請は却下されること、<u>認定上限収入の基礎となる需要額の算定方法を、申請者が、申請に際して十分に理解することは困難である。また、却下通知書には、認定上限収入の判定計算明</u></p>	<p>教育委員会青少年・事務管理課 第2. 外部監査の結果 4. 就学援助制度 令和6年4月1日からホームページの就学援助の制度案内に需要額の計算方法を掲示いたしました。これにより、申請前においても自分の世帯の需要額を把握することが可能になりました。</p>

<p><u>細を記載してはいるものの、世帯別需要額及び個人別需要額の算定方法については明示されておらず、申請者においてこれを十分に検証することは難しい（なお、需要額の計算根拠となる、生活保護法による保護の基準について、他の地方公共団体ではホームページなどで公表している場合があるものの、本市においては公表されていない。）。</u> <u>認定上限収入の計算方法については、申請者にとっても、計算及び検証が可能な程度に、算定式及びその根拠を公表することが望ましい</u></p>	
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>生徒会費名目で集金しながら、当該会計科目から、PTA会費科目に振り替えた上で、PTA会費として支出している学校があった。このような取扱いは、「学校集金の各会計間の流用は、行ってはならない。」（学校集金要綱第13条第1項）に反するものである。教育委員会は、各学校の会計科目の整理状況を今一度確認した上で、学校集金要綱の遵守を徹底させるべきである</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 指摘事項にある運用が見られた学校については、監査報告があった後、速やかに学校長に対して改善を図るよう求めました。二つの会計科目における支出項目に共通した類似の内容があったため、統合して支出する形になっていたことが原因であり、同様の運用について各学校に周知した上で、学校集金要綱の遵守についても、校長会等を通じて徹底を図りました。 よって、現在は、学校集金の各会計間の流用は行われておりません。</p>
<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 <u>当該会計科目の利用目的とは異なる用途で預金口座を利用していた学校があった。教育委員会は、各学校に対して、会計処理をより明確に行い、使用されていない預金口座がある場合は直ちに解約するよう指導することが望ましい</u></p>	<p>教育委員会学校教育課 第2. 外部監査の結果 6. 学校集金 利用口座の明確化とともに、使用されていない預金口座については、解約するよう校長会等を通じて周知いたしました。 よって、現在は、当該会計科目の利用目的とは異なる用途で預金口座を利用しておりませんし、使用されていない預金口座もございません。</p>